

(略)

| | | | |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 龍 | 円 | あいり |
| 同 | 小 | 磯 | 善彦 |
| 同 | 茂 | 垣 | 之雄 |
| 同 | 後 | 藤 | 靖子 |
| 同 | 小 | 粥 | 純子 |

令和 7 年 1 月 1 6 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、介護事業者 A が都から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に基づく公費を受け取っているにもかかわらず、介護サービスの提供に係る契約について事前説明を十分に行わなかったため契約締結に至らなかったなどとして、同事業者の実態等に関する監査を求めるものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

介護保険法によると、介護保険の保険者は、市町村及び特別区（以下「区市町村」という。）と定められており（第 3 条第 1 項）、区市町村は、被保険者が介護事業者から介護サービス等を受けたときに、介護サービス費等に相当する額について、被保険者に代わり、当該事業者を支払うことができるとされているところ（第 4 1 条等）、都道府県は、区市町村に対し、上記事業者への支払等に要する費用の一定割合に相当する額を負担することとされている（第 1 2 3 条第 1 項）。

請求人は、法令に定められた説明を行わないなどの違反をしたとする A に対して、都

が国とともに費用を負担することとされている介護サービス費等に相当する額が支払われることを問題視しているものと解される。

しかし、上記のとおり、事業者に対して介護サービス費等に相当する額を支払うのは区市町村であって、その支払を対象とする本件請求は、都の財務会計上の行為を対象とするものとは認められない。

また、請求人は、介護事業者と介護保険の被保険者である利用者との介護サービスの提供に係る契約についても本件請求の対象としていると解する余地があるものの、当該契約は都が締結するものではないから、都の財務会計上の行為とは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。